

広島市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市犯罪被害者等支援条例（令和4年広島市条例第6号）第8条の規定に基づき、犯罪行為により被害を受けた市民の援護に資するため、犯罪被害者等に対し行う見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病（犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）を受けることをいう。ただし、警察が被害届を受理するなど犯罪被害を認定した場合に限る。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族をいう。
- (5) 重傷病 療養の期間が1か月以上を要する負傷又は疾病をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ず本市の住民基本台帳に記録をされずに市内に居住している者をいう。

(見舞金の支給)

第3条 市長は、犯罪被害者等に対して、見舞金を支給するものとする。見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ各号に定める者に対して支給する。ただし、他の地方公共団体から見舞金と同種の金銭給付を受けた場合にあつては、当該金銭給付の価額の限度において、見舞金を支給しない。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族（次条第2項による第一順位の遺族をいう。以下同じ。）
- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った市民

(見舞金の支給対象者等)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時ににおいて市民であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者若しくは犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップ（広島市パートナーシップの宣誓に関する要綱（令和3年1月1日施行）第2条第2号に規定するパートナーシップをいう。）の関係にあった者
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。）
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、当該遺族間での協議において代表者を決定した場合は、その代表者（前項各号に掲げる者に限る。）を第一順位の遺族とすることができる。

3 重傷病見舞金においては、犯罪被害者が、当該犯罪被害による負傷又は疾病により申請が困難と認められる場合は、前条第1項各号のいずれかに該当する家族又は親族（市民であることは要しない。）が、犯罪被害者の代理として申請し、支給を受けることができる。

4 第2項の場合において、遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるとき、その1人に対してした支給、並びに第3項の場合において代理として家族又は親族の1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(見舞金の支給額)

第5条 見舞金の支給額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 一事件につき30万円。ただし、当該犯罪による被害につき、既に次号に規定する重傷病見舞金を給付された者が、当該重傷病見舞金の受給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合にあつては、一事件につき20万円
- (2) 重傷病見舞金 一事件につき10万円

(見舞金を支給しない場合)

第6条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 犯罪行為が行われた時ににおいて、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）がある場合。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻してい

たと認められる事情がある場合については、この限りでない。

- (2) 犯罪被害者又は見舞金の支給を受ける者に、当該犯罪行為を教唆し、若しくはほう助する行為、過度の暴力若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為、又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があった場合
- (3) 犯罪被害者又は見舞金の支給を受ける者が、暴力団員等（広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。）である場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪等の被害者である市民が当該犯罪等の行為を容認していたことや、その遺族又は親族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められる場合

（見舞金の申請）

第7条 見舞金の支給を受けようとする者は、広島市犯罪被害者等見舞金支給申請書（第1号様式）及び犯罪被害に関する申立書（第2号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金

ア 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類（住民票の写し等）

イ 申請者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーシップの関係にあった者を除く。）と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の全部（個人）事項証明書（戸籍謄本・抄本）、その他の地方公共団体の長が発行する証明書

ウ 申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し等）

エ 申請者が犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（パートナーシップ宣誓書受領証等）

オ 犯罪行為により死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(2) 重傷病見舞金

ア 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類（住民票の写し等）

イ 犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することがで

きる医師の診断書

(申請の期限)

第8条 前条の規定による申請は、犯罪行為が行われた日から2年を経過したときは、することができない。ただし、当該犯罪等の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことなど、申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第9条 第7条の規定による申請があった場合には、市長は、速やかに当該申請に係る支給をする又はしない旨を決定し、広島市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（第3号様式）又は広島市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うため必要があるときは、申請者その他関係人に対して、報告させ、若しくは文書その他の物件を提出させ、又は関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定により支給を決定したときは、当該支給の決定を受けた者（以下「支給対象者」という。）からの次条に基づく請求に応じて支給するものとする。

(支給の請求)

第10条 前条第3項に規定する支給対象者は、広島市犯罪被害者等見舞金請求書（第5号様式）により、当該見舞金を請求するものとする。

(支給の時期)

第11条 市長は、支給対象者から前条の規定による請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る見舞金を支給するものとする。

(支給の決定の取消し)

第12条 市長は、支給対象者が支給を受ける資格がないと判明したときは、見舞金の支給決定を取り消すことができる。

2 市長は、支給対象者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の取り消しを行った場合においては、広島市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（第6号様式）により支給対象者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第13条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、市長は、当該見舞金を返還させることとする。

(施行の細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪被害について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。